

神奈川県市町村振興資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）を含む。以下同じ。）が住民福祉の維持向上を図るとともに活力と魅力あふれる地域社会を形成するために実施する公共施設等の整備事業等に対し、予算の範囲内において、神奈川県市町村振興資金（以下「資金」という。）を貸し付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象等)

第2条 資金の貸付けの対象となる事業は、次に掲げる事業とし、その範囲は別表1のとおりとする。

(1) 広域連携事業

ア 権限移譲型広域連携事業

イ 固有型広域連携事業

(2) 市町村提案型全県モデル事業

(3) 公共施設等整備事業等

(4) その他事業

ア 借換事業

(ア) 資金の借換え

(イ) 地方債からの借換え

イ 土地開発公社経営健全化計画等に基づく土地取得等事業

2 前項第4号アに掲げる事業については、一部事務組合等を除く市町村に限り貸付けを行うものとする。

3 第1項及び別表1の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、貸付対象としない。

(1) 神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の対象として採択された事業（第1項第1号及び第2号に掲げる事業を除く。）

(2) 次条第1項から第4項までの規定により算出した1事業箇所ごとの貸付額が10万円未満の事業

(貸付金の額等)

第3条 資金の貸付額は、次の各号により算出された額の合計以内の額とする。

(1) 地方債（資金の貸付けを除く。第4条を除き、以下同じ。）の対象事業費から、国庫支出金、地方債相当額等の特定財源を控除して得た額に地方債の充当率（前条第1項第1号、第2号及び第4号イに掲げる事業並びに一部事務組合等の行う公共施設等の整備事業等にあつては、90パーセント）を乗じた額を基準として算出された額

(2) 地方債の対象事業費から、国庫支出金等の特定財源を控除して得た額に地方債充当率を乗じて得た額

2 前条第1項第4号アに掲げる事業にあつては、前項各号の規定にかかわらず地方債の借換え等のために要する経費を基準として資金の貸付額を算出する。

3 前二項の規定により算出された額に10万円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てるものとする。

4 前三項の規定により算出された1市町村に対する貸付額が、別表2に定める限度額を超える場合は、別表2の額とする。

(借入れの要件)

第4条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 事業計画が適切であること。
- (2) 償還見込みが確実であること。
- (3) 財政運営が健全であること。
- (4) 地方債の元利金の償還について延滞がないこと。

(貸付けの制限)

第5条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する実質公債費比率が25パーセントを超える市町村（一部事務組合等を除く。）及び実質公債費比率が25パーセントを超える市町村が加入する一部事務組合等に対しては、貸付けを行わないものとする。

(貸付けの方法)

第6条 資金の貸付方法は、証書貸付けによるものとする。

(貸付けの条件)

第7条 資金の貸付利率は、別表3のとおりとする。

- 2 償還期間及び据置期間は、地方債の対象事業費に充当可能な地方債の償還期間及び据置期間を超えない期間とする。
- 3 償還方法は、年賦元利均等償還とする。

(起債計画書等の提出)

第8条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、知事の指定する期日までに地方債における起債計画書に資金の借入見込額を記載して、知事に提出しなければならない。このとき、第3条第1項第1号に定める額と同第2号に定める額とを区分して記載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号アに掲げる事業にあつては、神奈川県市町村振興資金貸付事業実施計画書（同(ア)に掲げる事業にあつては、第1号様式。同(イ)に掲げる事業にあつては、第1号様式-2。）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、起債計画書又は神奈川県市町村振興資金貸付事業実施計画書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、貸付予定額を決定し、当該市町村にその旨を通知するものとする。

(借入れの申込み)

第9条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、前条第3項に規定する通知を受けた後、次に掲げる書類（第2条第1項第4号アに掲げる事業を対象とする資金の貸付けにあつては、第2号に掲げるものを除く。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 神奈川県市町村振興資金借入申込書（第2号様式）
- (2) 事業進捗状況調（第3号様式。ただし、当該年度から翌年度に事業の一部を繰り越す事業にあつては、第3号様式-2。前年度から当該年度に事業を繰り越した事業にあつては、第3号様式-3）

(3) 資金の貸付けを受けようとする年度の予算書のうち地方債に関する部分（歳入及び歳出を除く。）の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第 10 条 知事は、資金の借入れの申込みを受けたときは、その内容を審査し、貸付額を決定するとともに、貸付けを行うことに決定した市町村に対して、貸付決定通知書（第 4 号様式）により、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による貸付決定の通知後に貸付利率を変更した場合には、当該市町村に対し速やかに変更後の貸付利率を通知するものとする。

(貸付金の交付)

第 11 条 資金の貸付けの決定通知を受けた市町村は、知事が指定する期日までに神奈川県市町村振興資金借用証書（第 5 号様式。以下「借用証書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により借用証書の提出を受けた知事は、当該市町村に資金を交付するものとする。

3 知事は、前項に規定する資金交付後、神奈川県市町村振興資金償還年次表（第 6 号様式。以下「償還年次表」という。）を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

(報告及び調査)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、資金の貸付けの決定又は資金の貸付けを受けた市町村から報告を求め、又は職員をして関係書類その他について調査させることができる。

(事業の繰越し)

第 13 条 市町村は、資金の貸付けを受けようとする事業が、当該年度内に完了する見込みがなく、繰越を希望するときは、神奈川県市町村振興資金年度繰越申請書（第 7 号様式。以下「年度繰越申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により年度繰越申請書の提出を受けた知事は、その内容が適当と認められた場合においては、神奈川県市町村振興資金年度繰越承認書（第 8 号様式。以下「年度繰越承認書」という。）を当該市町村に交付するものとする。

3 前項の規定により年度繰越承認書の交付を受けた市町村は、知事の指定する期日までに当該事業に係る事業進捗状況調を知事に提出しなければならない。

(元利金の支払い)

第 14 条 資金の貸付けを受けた市町村は、第 11 条第 3 項に定める償還年次表に基づき元利金の支払いをするものとする。

(取消し及び強制繰上償還)

第 15 条 知事は、資金の貸付けの決定又は資金の貸付けを受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当するときは、資金の貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消し、又は資金の全部若しくは一部を繰上償還させることができる。

(1) 資金の貸付けの決定に付した条件に違反したとき。

(2) この要綱に規定する貸付けに係る手続を怠ったとき。

2 知事は、前項の規定により資金の貸付けの決定の全部若しくは一部を取り消したときは、貸付決定取消通知書（第 9 号様式）により、又は資金の全部若しくは一部

の繰上償還を決定したときは、繰上償還させようとする日の10日前までに、当該市町村に繰上償還通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（任意繰上償還）

第16条 市町村は、資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において、当該市町村は、あらかじめ繰上償還申請書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、市町村から前項の繰上償還申請書の提出を受けた場合は内容を審査し、適当と認めるときは、当該市町村に対し、繰上償還しようとする日の10日前までに繰上償還通知書を送付するものとする。

（繰上償還に係る補償金）

第17条 前2条の規定により繰上償還を行う市町村は、次により算出された補償金を繰上償還額（繰上償還に係る元金償還額をいう。以下この条において同じ。）に加算して繰上償還するものとする。ただし、知事が特に認める場合についてはこの限りではない。

(1) 資金の全部を繰上償還する場合

償還年次表に記載の元金償還期日ごとの約定元金及び約定利息の合計額に別表4に定める割引率を乗じた額の合計額から繰上償還額を控除した額

(2) 資金の一部を繰上償還する場合

償還年次表に記載の元金償還期日ごとの約定元金及び約定利息の合計額から、繰上償還後の元金償還期日ごとの約定元金及び約定利息の合計額を控除した額に、別表4に定める割引率を乗じ、その合計額から繰上償還額を控除した額

2 知事は、前項の規定により算出した補償金額を、第15条第2項又は前条第2項の繰上償還通知書に記載するものとする。

（修正償還年次表）

第18条 知事は、資金の一部の繰上償還を受けたときは、修正償還年次表を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

（延滞利息の支払）

第19条 元金及び利息の支払期日にその全部又は一部の支払いをしなかった市町村は、延滞金額に対し元金及び利息の支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じて年10パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（債務の承継）

第20条 資金の貸付けを受けた市町村から、地方自治法第7条、第288条又は第291条の10第1項の規定に基づき、当該市町村が現に保有していた借入金に係る債務を承継した市町村は、遅滞なく神奈川県市町村振興資金の借入金債務承継報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（帳簿の整備）

第21条 資金の貸付けを受けた市町村は、借入台帳を整備しなければならない。

（雑則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

2 知事が特に必要と認める事業に対する資金の貸付けについては、当分の間、第 3 条の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

2 政令指定都市に対する資金の貸付けについては、第 3 条第 1 項から第 3 項までの

規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 24 年 3 月 31 日までの間は、改正前の第 3 条別表第 1 における合併支援事業の項の規定の例により、貸し付けることができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 2 条第 1 項第 4 号ア(ア)については、当分の間、休止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

事業名		範囲	
広域連携事業	権限移譲型広域連携事業	県からの権限移譲に関し、2以上の市町村が、それぞれ財源負担をした上で相互に連携して行う公共施設等の整備事業等又は相互に交流して利用できる公共施設等の整備事業等で、事業実施による波及効果が広域的と認められるもの	
	固有型広域連携事業	2以上の市町村が、それぞれ財源負担をした上で相互に連携して行う公共施設等の整備事業等、相互に交流して利用できる公共施設等の整備事業等又は市町村が、国若しくは県と連携して行う公共施設等の整備事業等で、事業実施による波及効果が広域的と認められるもの（権限移譲型広域連携事業を除く。）	
市町村提案型全県モデル事業		市町村自治基盤強化総合補助金における市町村提案型全県モデル事業に採択された公共施設等の整備事業等	
公共施設等整備事業等		次に掲げる事業（広域連携事業、市町村提案型全県モデル事業及びその他事業に掲げる事業を除く。） 原則として、地方債の起債に係る協議において、同意若しくは許可を受けることができる公共施設等の整備事業等、又は届出がされた場合において、協議を受けたならば同意を受けることができると認められる公共施設等の整備事業等	
その他事業	借換事業	資金の借換	借換えにより、公債費負担の軽減が一定以上図られるもの
		地方債からの借換	借換えにより、公債費負担の軽減が一定以上図られるもの
	土地開発公社経営健全化計画等に基づく土地取得等事業		(1) 土地開発公社経営健全化団体の指定を受けた団体の実施する土地取得等事業 (2) 土地開発公社経営健全化計画に準ずる計画を策定した団体の実施する土地取得等事業

別表 2 (第 3 条関係)

限度額は、次に掲げるとおりとする。

貸 付 限 度 額

1団体当たり10億円とする。

- ・ ただし、次に掲げる事業を実施する場合は、当該事業に係る資金の貸付額の合計を、各々の加算上限額の範囲内で、貸付限度額に加算することができる。
 - (1) 権限移譲型広域連携事業 加算上限額:1.5億円
 - (2) 市町村提案型全県モデル事業 加算上限額:1.5億円
- ・ 借換事業については、別に定める限度額とする。

別表3（第7条第1項関係）

事業名		貸付利率
広域連携事業	権限移譲型広域連携事業	貸付日における財政融資資金普通地方長期資金貸付利率×2/3（小数点第2位未満を四捨五入） ただし、上限は2.0%、下限は0.01%
	固有型広域連携事業	貸付日における財政融資資金普通地方長期資金貸付利率×5/6（小数点第2位未満を四捨五入） ただし、上限は2.5%、下限は0.01%
市町村提案型全県モデル事業		貸付日における財政融資資金普通地方長期資金貸付利率×2/3（小数点第2位未満を四捨五入） ただし、上限は2.0%、下限は0.01%
公共施設等整備事業等		貸付日における財政融資資金普通地方長期資金貸付利率 ただし、下限は0.01%
その他事業	借換事業	
	資金の借換 地方債からの借換	
土地開発公社経営健全化計画等に基づく土地取得等事業		

別表4（第17条第1項関係）

割引率は、次に掲げるとおりとする。

割 引 率

割引率は、繰上償還日の20日前の日（以下「基準日」という。）において算出する。

(1) 1年単位の割引率は、次の計算式により算出する。

$$\frac{1}{(1+r)^t}$$

r : (2)により算出する利率

t : 1年単位の期数

(2) rは基準日時点で適用されている財政融資資金普通地方長期資金貸付利率を基礎として、基準日から1年ごとの利率に基づき、短い年限から順次積み上げていく方式で算出する。

なお、基準日から5年未満までの1年ごとの利率については、貸付期間5年以内の財政融資資金普通地方長期資金貸付利率を用いるものとする。

ただし、下限は0.01%とする。

年度 神奈川県市町村振興資金貸付対象事業実施計画書（借換事業分）

団体名：			事業名	貸付 番号	当初 貸付利率	当初借入額 (百万円)	年度末 未償還元金 (繰上償還額)	借入要望額	C = A - B
借入年度	償還期間 (年間)	左のうち 残存期間 (年度 末時点)					A	B	(円)
計									

- (注) 1 事業名欄は、神奈川県市町村振興資金償還年次表（第6号様式）に記載してある事業名を記入すること。
 2 当初借入額は、1の事業ごとの借入額を記入すること。

第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

団体名
職氏名

年度神奈川県市町村振興資金借入申込書

標記の資金を下記により、貴県から借り入れたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

記

- 1 申請額金 円也
- 2 事業名
- 3 利率 通常利率（貸付日における政府資金利率）
特例利率（貸付日における政府資金利率×2/3（上限2.0%））
特例利率（貸付日における政府資金利率×5/6（上限2.5%））
ほか 件
- 4 償還期間 年以内（据置期間 年以内を含む。）
- 5 償還期限 年 月 日
- 6 据置期限 年 月 日
- 7 元利金の支払方法 年賦元利均等償還の方法によるものとし、貴県が作成する償還年次表により償還します。
- 8 資金の交付をうける銀行の店舗 銀行 店 預金種別
口座名義人
口座番号

（注） 事業名が複数のときは、付表を添付すること。

第2号様式付表（用紙 日本産業規格A4縦長型）

事業名	金額	利率	償還期間	償還期限	据置期限	備考
	円	通常 特例 ^(2/3) 特例 ^(5/6)	年以内 (据置期間 年 以内を含む)	年 月 日	年 月 日	
計						

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付する。

事業進捗状況調

今年度末出来高比率 %

(事業名) (事業完了予定年月日 年 月 日) 年 月 日作成 (単位：千円)

科目	事業内容	計画額 (A) (=D+E)	当該年度			翌年度	備考	
			施行済額 (B)	今後施行見込額 (C)	今年度施行見込額 (D) (=B+C)	翌年度繰越予定額 (E)		
事業費		-			-			
		-			-			
		-			-			
		-			-			
		-			-			
		-			-			
		-			-			
	計	-	-	-	-	-		
財源内訳	国庫支出金	-	/	/				
	地方債	-	/	/				
	その他の地方債 ()	-	/	/				
	県貸付金	-	/	/				
	その他財源		-	/	/			
			-	/	/			
		一般財源	-	/	/			
	計	-	/	/	-	-		

(注) 事業名が複数の時は、事業ごとに作成すること。

事業進捗状況調 (翌年度繰越事業分)

(事業名

) (事業完了予定年月日 年 月 日)

今年度末出来高比率

%

年 月 日作成

(単位：千円)

科目	事業内容	計画額 (A) (= D + E)	当該年度			翌年度	備考	
			施行済額 (B)	今後施行見込額 (C)	今年度施行見込額 (D) (= B + C)	翌年度繰越予定額 (E)		
事業費		-			-			
		-			-			
		-			-			
		-			-			
		-			-			
		-			-			
	計	-	-	-	-	-		
財源内訳	国庫支出金	-	/	/				
	地方債	-	/	/				
	その他の地方債 ()	-	/	/				
	県貸付金	-	/	/				
	その他財源		-	/	/			
			-	/	/			
	一般財源	-	/	/				
計	-	/	/	-	-			

(注) 事業名が複数の時は、事業ごとに作成すること。

事業進捗状況調 (翌年度繰越事業分)

(事業名) (事業完了予定年月日 年 月 日) 年 月 日作成 (単位: 千円)

科目	事業内容	計画額 (A) (= B + F)	今年度施行額 (B)	年度繰越承認額 (C) (= D + E)		翌年度繰越額 (F) (= G + H)		備考	
				明許繰越分 (D)	事故繰越分 (E)	明許繰越分 (G)	事故繰越分 (H)		
事業費		-		-		-			
		-		-		-			
		-		-		-			
		-		-		-			
		-		-		-			
		-		-		-			
		-		-		-			
		-		-		-			
	計	-	-	-	-	-	-		
財源内訳	国庫支出金	-		-		-			
	地方債	-		-		-			
	その他の地方債 ()	-		-		-			
	県貸付金	-		-		-			
	その他財源		-		-		-		
			-		-		-		
		一般財源	-		-		-		
	計	-	-	-	-	-	-		

(注) 事業名が複数の時は、事業ごとに作成すること。

第 号
年 月 日

殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

貸付決定通知書

年 月 日付け をもって申込みのあった 年度
神奈川県市町村振興資金の貸付けについては、下記により貸付けを決定したので通知します。

記

- | | | | |
|-----|----------|---|----------------|
| 1 | 貸付額 | 金 | 円也 |
| 2 | 事業名 | | ほか 件 |
| 3 | 貸付条件 | | |
| (1) | 貸付利率 | 年 | パーセント |
| (2) | 償還期間 | 年以内 | （据置期間 年以内を含む。） |
| (3) | 償還期限 | 年 月 日 | |
| (4) | 据置期限 | 年 月 日 | |
| (5) | 元利金の支払方法 | 年賦元利均等償還の方法によるものとし、
知事が作成する償還年次表により償還すること。 | |
| (6) | 元利金の支払場所 | 横浜銀行本支店又はスルガ銀行本支店
（神奈川県公金取扱店に限る。） | |
| (7) | 借用証書提出期限 | 年 月 日 | |
| 4 | 貸付番号 | 第 一 号 | |

第4号様式付表（用紙 日本産業規格A4縦長型）

事業名	金額	利率	償還期間	償還期限	据置期限	備考
	円	通常 特例 ^(2/3) 特例 ^(5/6)	年以内 (据置期間 年 以内を含む)	年 月 日	年 月 日	
計						

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付する。

神奈川県市町村振興資金借用証書

金 額	
--------	--

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1 事業名

2 利率 年 パーセント

3 償還期間 年以内 (据置期間 年以内を含む。)

4 償還期限 年 月 日

5 据置期限 年 月 日

6 元利金の支払方法 年賦元利均等償還の方法によるものとし、知事が作成する償還年次表により償還すること。

7 元利金の支払場所 横浜銀行本支店又はスルガ銀行本支店 (神奈川県公金取扱店に限る。)

年 月 日

団体名

職氏名

印

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

特 約 条 項

1 利 息 の 計 算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

支払期間までの期間が1箇年に満たない利息は、1個年の日割をもって計算する。

2 繰 上 償 還

(1) 市町村は、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

この場合は、あらかじめ繰上償還申請書を知事に提出するものとする。

(2) 知事は市町村が貸付けの決定に付した条件に違反したとき及び神奈川県市町村振興資金貸付要綱に規定する貸付けに係る手続きを怠ったときは、市町村に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の支払期日は知事が指定するものとする。

(4) 繰上償還の場合における補償金の支払いについては、神奈川県市町村振興資金貸付要綱に規定するところによる。

3 延 滞 利 息

市町村は、元利金の支払を遅延した場合は、その額について支払期日の翌日から支払当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4 報 告

市町村は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに知事に報告するものとする。

(1) 借入団体の名称を変更した場合

(2) 廃置分合、境界変更及び組合の解散を行い借入金の債務の承継を生じた場合

(3) 元金及び利息の支払銀行を変更した場合

(4) 借入金を財源として施行する予定の、又は施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事から指示をうけた場合

5 調 査

知事は貸付けに係る債権の管理又は保全のため関係書類その他について実地調査することができるものとする。

6 そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、知事の指示によるものとする。

第5号様式付表（用紙 日本産業規格A4縦長型）

事業名	金額	利率	償還期間	償還期限	据置期限	備考
	円	通常 特例 ^(2/3) 特例 ^(5/6)	年以内 (据置期間 年 以内を含む)	年 月 日	年 月 日	
計						

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付する。

第6号様式 (用紙 日本産業規格A4横長型)

神 奈 川 県 市 町 村 振 興 資 金

償 還 年 次 表
貸 付 台 帳

団体名		据置期限	年 月 日 (年間)	貸付けの決定	年 月 日 市町第 号
事業名		償還期限	年 月 日 (年間)	資金の交付	年 月 日
貸付額	円	元利金支払期日	毎 年 度 年 月 日	借用証書	年 月 日 第 一 号
利 率	年 パーセント	元利金支払銀行	横浜銀行本支店又はスルガ銀行本支店 (神奈川県公金取扱店に限る)	備 考	

年 度	元利金償還期日	未 償 還 元 金	約 定 元 金	約 定 利 息	合 計	償 還 年 月 日	備 考

第 号
年 月 日

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

団 体 名

職 氏 名

神奈川県市町村振興資金年度繰越申請書

年 月 日付け 第 号により神奈川県市町村振興資金の貸付（予定額）決定を受けた下記の事業について、年度内に事業が完了する見込みがないことから年度繰越しをしたいので申請します。

記

1 事 業 名

ほ か 件

2 未収入特定財源として繰越予定とした額

円

3 繰 越 申 請 額

円

4 事業の進捗状況 別添「事業進捗状況調」のとおり

5 市町村予算における繰越への対応状況

6 事業完了予定年月日

年 月 日

7 事業が年度内に完了しない理由

（注） 事業名が複数のときは、付表を添付すること。

第7号様式付表（用紙 日本産業規格A4縦長型）

事業名	繰越申請額	市町村予算における繰越への対応状況	事業完了予定年月日	事業が年度内に完了しない理由	備考
	円		年 月 日		
計					

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付する。
事業ごとに「事業進捗状況調」を添付する。

第 号
年 月 日

殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

年度繰越承認書

年 月 日付け をもって申請のあった 年度
神奈川県市町村振興資金貸付金に係る年度繰越については、下記により
承認したので通知します。

記

- | | | | | |
|---|------------------------|------|-----|----|
| 1 | 事業名 | | ほか | 件 |
| 2 | 未収入特定財源として
繰越予定とした額 | 円 | | |
| 3 | 繰越承認額 | 円 | | |
| 4 | 繰越年度 | 年度から | 年度へ | 繰越 |
| 5 | 県予算の繰越方法 | | | |

（注） 事業名が複数のときは、付表を添付する。

第8号様式付表（用紙 日本産業規格A4縦長型）

事業名	繰越承認額	繰越年度	県予算の繰越方法	備考
	円			
計				

（注）貸付事業が複数の場合は、本付表を添付する。

第9号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第 号
年 月 日

殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

貸付決定取消通知書

年 月 日付 第 号をもって貸付決定の通知をした、
年度神奈川県市町村振興資金の貸付決定を下記
のとおり取り消したので通知する。

記

（単位 円）

事業名	貸付決定額 A	取 消 額 B	取消後の貸付 決定額(A-B)	取消しの理由

殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

繰上償還通知書

神奈川県市町村振興資金を下記のとおり繰り上げて償還させることに決定したので通知する。

記

(単位：円)

年度区分	事業名	貸付年月日 (貸付番号)	貸付額	未償還額 A	繰上償還額 B	補償金額	貸付残高 (A-B)	繰上償還 期 日	払 込 指定銀行

繰上償還の理由

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

団体名
職氏名

繰上償還申請書

年 月 日 第 一 号をもって貸付けを受けた神奈川県
市町村振興資金を下記のとおり繰り上げて償還したいので申請します。

記

(単位：円)

年度 区分	事業名	借入 年月日	当初 借入額	未償還額 A	繰上償還 申請額 B	借入残高 (A-B)	繰上償還 希望期日	備考

繰上償還の理由

第 号
年 月 日

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

債務承継 団体名
職氏名 印

神奈川県市町村振興資金の借入金債務承継報告書

年 月 日 にともない が 年

月 日までに借入れた神奈川県市町村振興資金の借入団体名義を次のとおり変更しましたので報告します。

なお、これに伴い旧借入団体の下記債務の一切を新団体が承継します。

旧 団 体 名 （旧債務者）

新 団 体 名 （新債務者）

新 団 体 の 所 在 地

記

（単位：円）

事業名	借入年月日 (貸付番号)	当初借入額	未償還額 (承認額)	債務承継 年月日	債務承継後の 元利金支払場所	債務承継の理由
計						

（注）上記の債務の承継の事実を証する書類の写を添付すること。